

議第二百二十四号

令和元年度岐阜県水道事業の未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第二項の規定により、令和元年度岐阜県水道事業の未処分利益剰余金二、七一五、五一一、三八六円を次のとおり処分するものとする。

令和二年九月十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

- | | |
|---------------|----------------|
| 一 資本金への組入れ | 一、二三六、五〇七、三三二円 |
| 二 減債積立金の積立て | 五六七、二六六、五八三円 |
| 三 建設改良積立金の積立て | 九一一、七三七、四七一円 |